

新潟市立保育所等における副食の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市保育所条例（昭和39年3月30日条例第17号）別表に定める保育所、新潟市認定こども園条例（平成29年10月3日条例第37号）第1条第2項に定める認定こども園（以下これらを「新潟市立保育所等」という。）に在籍する児童のうち、満3歳以上の児童（以下「幼児」という。）及び在籍する職員（以下「職員」という。）に提供する副食の取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「副食」とは、給食として提供するおかず（土曜日に提供する軽食等を含む。）、おやつ等で、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）第13条第4項に規定する副食に該当するものをいう。

(費用)

第3条 副食の材料費（以下「副食費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下、「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。） 月額3,300円
- (2) 満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。） 月額4,800円
- (3) 正規職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定するものをいう。）及び臨時的任用職員等（新潟市臨時職員に関する規則第2条に規定するものをいう。） 月額7,200円
- (4) 会計年度任用職員（新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条に規定するものをいう。）一食当たり327円（月額7,200円を超える場合は、月額7,200円とする。）

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の徴収額の取り扱いについては、別表のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる幼児が月途中で入退所する場合や連続して30日以上欠席する等の特別な事情のため「副食提供停止申出書（別紙様式第1号）」の提出があった場合。
- (2) 前項第3号に掲げる職員が休暇取得等により月途中で勤務開始又は終了した場合。ただし、対象となる日数や休暇等の詳細は別に定める。

(3) その他市長が特別の事情があると認める場合。

- 3 前項第1号の副食提供停止の申し出は、前月15日（休日（新潟市保育所条例第5条に規定するものをいう。以下同じ。）の場合は翌開所日）までに新潟市立保育所等に提出するものとする。

(納付の方法及び期限)

第4条 幼児の保護者は、副食費を納入通知書に定める期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、幼児の保護者は希望により口座振替払で納付することができるものとし、口座振替払による納入は、新潟市保育料等口座振替事務取扱要領（平成2年11月1日）に基づき行うものとする。

(遡及徴収及び還付)

第5条 市長が特別の理由があると認める場合は、その副食費の全部又は一部を遡及徴収及び還付することができる。

(督促)

第6条 市長は、幼児の保護者が納期限までに副食費を納付しないときは、次に掲げる事項を記載した督促状により督促を行う。

- (1) 本人又はその扶養義務者の氏名及び住所
- (2) 未納の副食費の金額及び対象年月
- (3) 指定期限
- (4) その他市長が必要と認める事項

(遅延損害金)

第7条 前条に規定する督促をした場合、納期限までに納付されないときは遅延損害金を徴収することができる。

- 2 利率は、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

対象	区分	副食費の金額
教育認定子ども	月途中で入所した場合の入所月の副食	第3条第1項第1号に定める副食費の金額×その月の月途中入所日からの開所日数（20日を超える場合は20日）÷20日
	月途中で退所した場合の退所月の副食	第3条第1項第1号に定める副食費の金額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（20日を超える場合は20日）÷20日
	様式第1号により提供停止の申出があった期間の副食	0円
	市長が特別の理由があると認める場合	市長が認める額
満3歳以上保育認定子ども	月途中で入所した場合の入所月の副食	第3条第1項第2号に定める副食費の金額×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日
	月途中で退所した場合の退所月の副食	第3条第1項第2号に定める副食費の金額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日
	様式第1号により提供停止の申出があった期間の副食	0円
	市長が特別の理由があると認める場合	市長が認める額
正規職員、臨時的任用職員等	休暇取得等により月途中で勤務開始又は終了した場合の副食	一食当たり327円×その月の要勤務日数
注 1 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 2 開所日数の算出に当たっては、開所の有無に関わらず、休日を除くものとする。		

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

新潟市長 宛

副食提供停止申出書

申出者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

次のとおり副食提供の停止を申し出ます。

保育園名	新潟市立 園		
対象幼児	クラス	氏名	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
停止期間	(年 月 日 ～ 年 月 日)		
理由			

※この申出書は、連続して30日間以上長期欠席する等の特別な事情のため副食の提供の停止を希望する月の前月15日（休日の場合は翌開所日）までに提出してください。